

# 食品表示法第10条の2に基づく食品リコール情報届出制度

令和3年6月  
消費者庁食品表示企画課

# 食品表示法の一部を改正する法律の概要(食品リコール情報届出制度の創設)

## 改正前の制度の課題

- 食品関連事業者等が食品の自主回収(リコール)を行う場合、食品表示法では、食品リコール情報を行政機関に届け出る仕組みがない。(※一部の地方公共団体は、条例等に基づき、食品リコール情報を届出させている。)
- 食品衛生法では食品リコール情報の届出を制度として位置付け(平成30年6月13日改正法公布、令和3年6月1日施行)。
- アレルゲン等の安全性に関する食品表示法違反による食品リコール情報届出について早急に検討することを国会で決議。  
〔平成30年4月 参・厚労委 附帯決議(食品衛生法等一部改正法案)〕

## 改正の概要

- 食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関への届出を義務付け。  
※届出対象となる食品表示基準違反:アレルゲン、消費期限などの欠落や誤表示
- 当該届出に係る食品リコール情報については、行政機関において消費者に情報提供(公表)。
- 届出をしない又は虚偽の届出をした者は罰金。

【平成30年12月14日公布】【令和3年6月1日施行】

## 改正の効果

- 食品リコール情報の消費者への一元的かつ速やかな提供により、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐ。
- 行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、食品表示法違反の防止を図る。  
※食品衛生法と食品表示法が一体となった食品リコール情報の届出制度の円滑かつ齟齬のない運用を図る。

## ＜届出から公表までのイメージ＞

食品リコール情報を届出  
(システムに入力)

食品関連事業者等  
流通食品の食品表示法違反を  
探し、自主回収に着手

届出

都道府県等※

※政令で委任

報告

国(消費者庁)

公表

消費者

※届出から公表までをシステムで一体的に運用することにより、事務手続の効率化が期待。

## 食品表示法第10条の2

### ●条文について

(食品の回収の届出等)

第10条の2 食品関連事業者等は、第6条第8項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するとき(同項の規定による命令を受けて回収するとき、及び消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときを除く。)は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表しなければならない。

※ 食品関連事業者等が届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、食品表示法第21条第3号により罰則(50万円以下の罰金)の対象

# 食品リコール情報届出制度の対象となるものについて

「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知より）

6条8項府令で規定する事項※について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、自ら当該食品を回収した場合。

※ 食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)  
第1条(食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項)

- 一 名称
- 二 保存の方法
- 三 消費期限又は賞味期限
- 四 アレルゲン
- 五 L-フェニルアラニン化合物を含む旨
- 六 指定成分等含有食品に関する事項
- 七 特定保健用食品を摂取をする上での注意事項
- 八 機能性表示食品を摂取する上での注意事項
- 九 一般用加工食品の個別的義務表示事項に関するもの
  - イ 食肉(処理を行った旨、飲食に供する際に十分な加熱を要する旨 等)
    - 食肉製品(非加熱食肉製品である旨)
    - ハ 乳製品(飲食に供する際に加熱する旨
    - ・
    - ・
    - チ 冷凍食品(飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別、生食用であるかないかの別)
- 十 一般用加工食品の個別的義務表示事項に関するもの
  - イ ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別)
    - ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下の保存を要するもの(要冷蔵である旨)
- 十一 栄養機能食品を摂取する上での注意事項

十二 個別の食品(生鮮食品)

- イ シアン化合物を含有する豆類(アレルゲン、使用の方法)
- ロ アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類等(アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限)
- ハ 食肉(アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限、処理を行った旨、飲食に供する際に十分な加熱を要する旨 等)
- ・
- ・
- チ 生かき(アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限、生食用であるかないかの別)

十三 生乳、生山羊乳、生羊乳、生めん羊乳、生水牛乳(生乳、生山羊乳、生羊乳、生めん羊乳、生水牛乳である旨)

十四 添加物(使用の方法、L-フェニルアラン化合物である旨又はこれを含む旨)

十五 食品表示基準第40条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項

- ・ **消費期限及び賞味期限を超過した食品であっても、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、自ら当該食品を回収した場合は、届出を要する。**
- ・ **アレルゲンのうち「特定原材料に準ずるもの」の表示不備を理由として自主回収を行った場合、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止の観点から、積極的に届出をする。**

# 食品リコール情報届出制度の対象外となるものについて

「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知より）

1. 6条8項府令第4条に規定する、「食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特定されている場合であって、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたとき」に該当する場合

例1 地域の食品製造事業者が、同一地区の個人経営の小売店に消費期限を付していない食品を販売したが、当該製造事業者から当該小売店に連絡を行い、当該小売店が消費者への販売前に販売を取りやめた場合であって、かつ、当該小売店の職員の摂取についても想定されないとき。

例2 地域の個人経営の小売店が連絡先を知っている消費者に消費期限を付していない食品を販売したが、直ちに当該消費者に連絡し、当該消費者が当該食品を返品するなどして摂取が想定されないとき。

2. 6条8項府令で定める事項に係る違反に該当しない場合

例1 生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工用と表示した場合  
例2 保存温度を本来表示する温度よりも低く表示した場合  
例3 期限表示を本来表示する期限よりも短く表示した場合  
例4 その他食品表示基準第9条、第14条、第17条、第23条、第28条、第31条、第36条又は第39条の規定に抵触する可能性はあるものの、6条8項府令で定める事項の違反とはならない場合

# 食品リコール情報届出制度の届出事項等

## 1 食品の自主回収の届出事項

食品関連事業者等は、食品の自主回収に着手した後、遅滞なく、以下に掲げる事項を食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出る。

- (1)食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
- (2)食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
- (3)当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項
- (4)当該食品が法第10条の2第1項に該当すると判断した理由
- (5)当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
- (6)当該食品の回収に着手した年月日
- (7)当該食品の回収の方法
- (8)当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

## 2 届出事項の変更等に関する届出

食品関連事業者等は、上記1に掲げる事項に変更があったとき、又は食品の自主回収が終了したとき(当該食品関連事業者等が食品の自主回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、自主回収が終了したことを確認したとき)は、遅滞なく、その旨を食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出る。

# 食品リコール情報の届出の方法

1. 食品のリコール情報の届出に当たっては、厚生労働省の電子申請システムの活用を推奨。食品関連事業者等は、食品の自主回収に着手した後、遅滞なく、食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事※に届け出ること。

電子申請システムを使用せず届出をする場合にあっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」(令和2年8月3日付け薬生食監発0803第2号)の別添1を使用すること。

※ なお、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定に基づく食品の自主回収情報の届出先は、食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に限られておらず、届出先が異なる場合があることに留意すること。

2. 「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収の届出、「特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場(花きの卸売のために開設されるものを除く。)に係るもの」については、消費者庁長官へ直接届出を行うこと。

## ＜電子申請システム＞

**【営業許可・届出】**

- 【営業許可の申請】
- 【営業の届出】
- 【地位承継届の届出】

**【食品リコール】**

- 【リコール情報の届出】
- 【リコール情報の検索】

**【お知らせ】**

## 回収事業新規登録

新たに食品リコール情報を登録します。登録した内容は、管轄の保健所、都道府県等本庁から厚生労働省または消費庁に報告されて公開されます。

食品のリコール情報を入力して「確認」ボタンをクリックしてください。

## 届出者(食品衛生法に基づく営業者または食品表示法に基づく食品関連事業者等)情報

法人番号	1234560001001	届出年月日	2021-02-22
氏名(法人の場合は法人名)	株式会社 リコール	フリガナ	カブシキガイシャ リコール
郵便番号	2100011	市区町村	川崎市川崎区
都道府県	神奈川県	番地等	2-2
町域	富士見	ファクシミリ番号	123-456-0022
電話番号	123-456-0002		
電子メールアドレス	kaisyu99@tjsys.co.jp		

## ＜様式＞

別添1

年 月 日

監理番号：  
届出する記録は不要です。

※本件の届出に際する旨の記載の場合は、発行機関を管轄する都道府県等本庁に提出する旨の記載を併せてお書きください。

自 主 回 収 届 (手書/変更/終了)

食品衛生法第58条第1項、食品表示法第10条の2の規定に基づき、既のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出番号： 通訟番号： 法人番号：

届出者名： 通訟人における、主たる事務所の所在地

届出者住所： 通訟人における、主たる事務所の所在地

届出者所在地： 通訟人における、主たる事務所の所在地

届出者氏名： 通訟人における、その名前及び代表者の氏名

届出者番号： 通訟番号： 法人番号：

届出者メールアドレス： 法人番号：

届出担当部門所在地

届出担当部門： 通訟人における、主たる事務所の所在地

届出担当部門・担当者氏名(ふりがな)： 通訟人における、主たる事務所の所在地

届出番号： 通訟番号： 法人番号：

届出メールアドレス： 法人番号：

届出者業者住所： 通訟人における、主たる事務所の所在地

届出者所在地： 通訟人における、主たる事務所の所在地

届出者氏名： 通訟人における、その名前及び代表者の氏名

届出者番号： 通訟番号： 法人番号：

届出者メールアドレス： 法人番号：

製造所又は加工所の所在地

届出者所在地： 通訟人における、主たる事務所の所在地

届出者氏名： 通訟人における、主たる事務所の所在地

届出者番号： 通訟番号： 法人番号：

届出者メールアドレス： 法人番号：

製造所又は加工所の名称(番号)、番号は連記してください。通訟人においては、その番号

届出の理由

内容

□ ①食品衛生法に違反

□ ②食品衛生法に違反するおそれ

□ ③食品表示法に違反

□ ④食品表示法に違反するおそれ

(注) 本件の場合は、消費者等の飲食店等の情報 (注) 本件の場合は、輸入業者の飲食店等の情報

# 食品リコール情報の届出の注意事項等

## ＜経過措置等＞

- 法第10条の2の規定は、令和3年6月1日以降に着手される、食品の自主回収に適用する。
- なお、施行日前に食品関連事業者等が着手している食品の自主回収であっても、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該食品関連事業者等に対して電子申請システム等を利用した情報提供を促し、消費者に対して安全情報の提供に努める。

## ＜公表＞

国又は都道府県知事が受け付けた届出は、全て電子申請システムにより公表する。

## ＜任意の届出＞

6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収について、任意で届出を行う場合は、食品関連事業者等は、消費者庁長官へ直接届出を行うことができる。

## ＜食品ロス削減の推進＞

食品関連事業者等は、食品ロスの削減の推進に関する法律の主旨に鑑み、店頭における食品について、表示の是正等、自主回収以外の適切な対応を行い、また、自主回収した食品であっても、食品衛生上の問題がなく、かつ表示の是正をすることが可能な場合は、食品の有効活用を行い、ひいては過剰な食品ロスとならないように努める。

### ＜公開回収事案詳細＞

#### 公開回収事案詳細

公開されている食品リコール情報を探します。

整理番号 RCL202100009

届出者（食品衛生法に基づく営業者または食品表示法に基づく食品関連事業者等）情報

届出年月日 2021-02-16

届出者名 株式会社 リコール

住所 神奈川県川崎市川崎区富士見2-2

#### 回収担当部門情報

回収担当名 回収担当

住所 東京都新宿区歌舞伎町1-1

#### 委託等を受けた者情報

委託者名 委託情報

住所 東京都新宿区四谷本塙町2-2

#### 製造所又は加工所情報

製造所又は加工所名 製造所

住所 東京都新宿区巣鴨町3-3 製造ビル1001

#### 商品情報等

商品等の一般名称 乾燥スープ

TOP

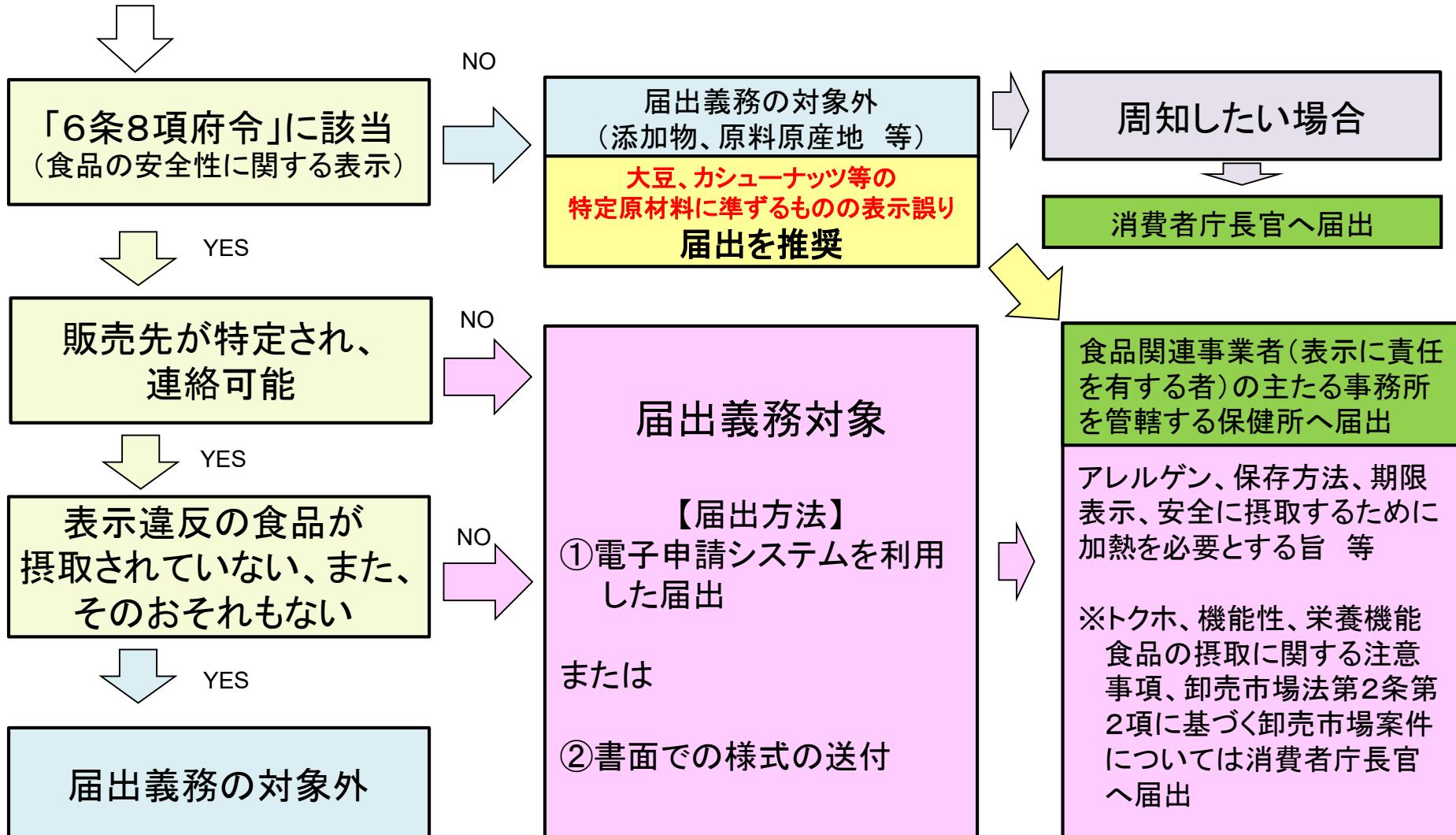
この他、回収理由、健康被害の有無、販売数量等の情報が閲覧可能

[https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/\\_link.do](https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do)

# 食品リコール情報の届出の判断フロー

## 食品表示法違反の食品を自主回収

※食品ロス削減の観点から、自主回収に着手する前に表示の修正が可能かを検討することが望ましい。



## (参考1) 届出を受けた行政機関におけるクラス分類等について

「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知より）

- 届出を受けた行政機関においてはCLASS I 又はCLASS II いずれかの分類を行った上で消費者庁長官へ報告を行う。  
※ 公表された情報はクラス分類で検索することが可能。

分類	対象となる食品	対象となる表示事項
CLASS I	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの	6条8項府令で定める事項のうち、アレルゲン（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示
CLASS II	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであってCLASS I に分類されないもの	6条8項府令で定める事項に該当する表示のうちCLASS I の対象となる表示事項を除いたもの

- CLASS II に該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていることを確認した場合は、CLASS I として報告するとともに、健康危害を拡大させないよう、法第6条第8項に基づく回収命令等の必要な措置を検討することとしている。

## (参考2)参照条文

### ○ 食品表示法(平成25年法律第70号)(抄)

(食品の回収の届出等)

法第10条の2 食品関連事業者等は、第6条第8項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するとき（同項の規定による命令を受けて回収するとき、及び消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときを除く。）は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表しなければならない。

### ○ 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)(抄)

(都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務)

第7条 法第15条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務(アレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事(保健所を設置する市(法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。第8項において同じ。)又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。)が行うこととする。ただし、第1号及び第3号から第8号までに掲げる事務(第1号に掲げる事務にあっては栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものの表示の適正を確保するため特に必要があると認めるときに限り、第4号から第6号までに掲げる事務にあっては法第6条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。)については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～六 (略)

七 法第10条の2第1項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第2項の規定による公表に関する事務 当該届出に係る食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

八 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第1項本文の規定により、同項第1号から第3号までに掲げる事務を行った場合にはその内容を、同項第4号から第7号までに掲げる事務を行った場合にはその結果を、内閣府令で定めるところにより、消費者庁長官に報告しなければならない。

○ 食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)

(消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合)

第4条 法第10条の2第1項に規定する消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときは、同項に規定する食品の販売の相手方(消費者を含む。)が特定されている場合であって、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたときとする。

(食品の回収の届出)

第5条 食品関連事業者等は、食品の回収について法第10条の2第1項の規定による届出をしようとするときは、回収に着手した後、遅滞なく、次に掲げる事項を内閣総理大臣(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(以下「令」という。)第7条の規定により当該権限に属する事務を同条第1項第7号に定める都道府県知事(保健所を設置する市(法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。)又は特別区にあっては、市長又は区長。)が行うこととされている場合にあっては、都道府県知事。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

- 一 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
- 二 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所
- 三 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項
- 四 当該食品が法第10条の2第1項に該当すると判断した理由
- 五 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
- 六 当該食品の回収に着手した年月日
- 七 当該食品の回収の方法
- 八 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

2 食品関連事業者等は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした食品関連事業者等は、食品の回収が終了したとき(当該食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、回収が終了したことを確認したとき)は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(都道府県知事等の行う指示の内容等の報告)

第6条 令第6条第3項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～五 (略)

2～8 (略)

9 令第7条第3項の規定による報告のうち同条第1項第7号に掲げる事務に係るものは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～八 (略)※第5条第1項第1号～第8号に同じ

九 前条第2項の規定による届出を受けた場合にはその旨

十 前条第3項の規定による届出を受けた場合にはその旨

十一 法第8条第1項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容

十二 その他参考となるべき事項

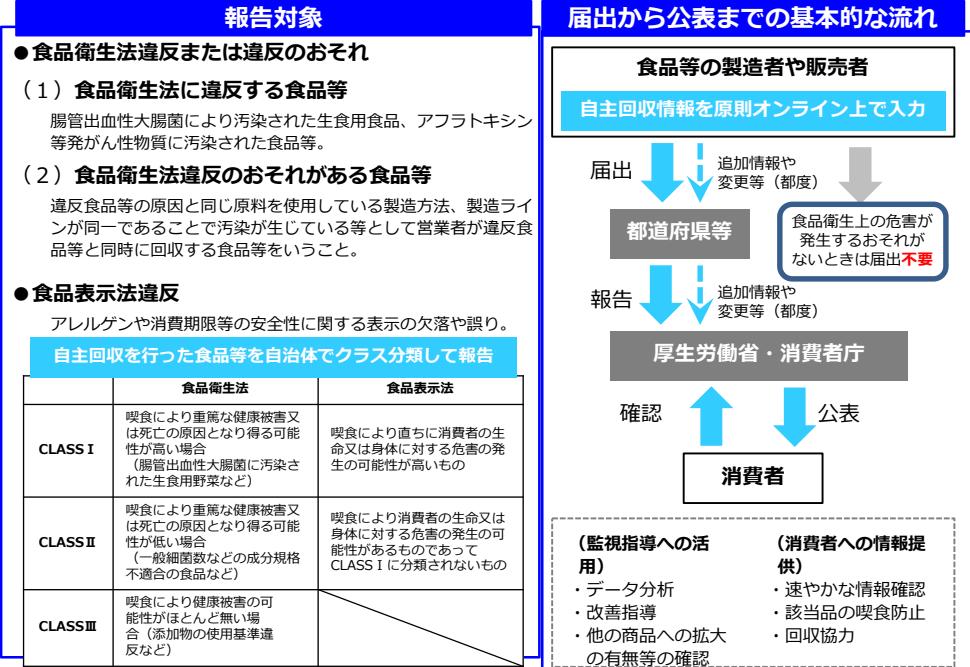
# 事業者の皆さんへ

令和3年6月1日から

食品等の自主回収を行った場合の届出が義務化されます！

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、**食品等の自主回収（リコール）を行った場合、管轄の自治体へ届出することが義務化されます。**

- 届出義務化の時期 令和3年6月1日から
- 届出方法 原則オンライン上のシステムを使用（詳細は裏面）
- 届出情報の取り扱い 国のシステムで一元的に管理され、公表されます。



## ● 食品等の自主回収をしたらすべて必ず届出が必要ですか？

届出が義務づけられる自主回収は以下の場合<sup>※</sup>です。

- ・**大腸菌による汚染や硬質異物の混入等（食品衛生法違反または違反のおそれ）**
- ・**アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）**

※ 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令等で定めるときを除きます。  
法律上の問題のない単なる商品の入れ間違いなどの情報は、行政が事故情報として把握・公表する理由に乏しく、むしろ健康被害に結び付く情報を埋没させる懸念があることから届出の対象としていません。



医薬・生活衛生局 食品監視安全課  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
中央合同庁舎第5号館  
電話 03-5253-1111 (代)



消費者庁 食品表示企画課  
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館  
電話 03-3507-8800 (代)

# 食品衛生申請等システムの利用方法

## Step 0

### 食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面がでますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。

**iPhone (Safari) の場合**

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

**Android (Chrome) の場合**

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

## Step 1

### 食品等事業者情報登録（初回のみ）

GビズIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、GビズIDの取得を推奨します。

① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② GビズIDの作成またはアカウント作成を選択



または

③ 必要情報を入力し、登録



- 担当者基本情報  
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報  
会社名、住所、連絡先等

## Step 2

### 届出の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン  
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 申請したい項目（リコール情報の届出）を選択



③ 製造所や商品情報を入力



④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることあります。

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_ryou/shokuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_ryou/shokuhin/index.html)



# 消費者の皆さんへ

**令和3年6月1日から**

食品等の自主回収情報が  
オンラインで確認できるようになります！

消費者の健康被害発生防止のため一元管理がはじまります

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品等事業者が行う食品等の自主回収（リコール）に関する情報を一元的に食品衛生申請等システムで確認できるようになります。

対象となるリコール情報は次のとおりです。

- 大腸菌による汚染や異物の混入等（食品衛生法違反または違反のおそれ）
- アレルゲンや消費期限、保存の方法等の安全性に関する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）

## ● どのような情報が確認できるようになりますか？

自主回収される食品等（食品、添加物、器具、容器包装、おもちゃ）について、その商品名、回収理由、想定される健康被害等の情報が確認できるようになります。

## ● どこで確認できるようになりますか？

オンライン上のシステムで確認できるようになります。  
詳細は裏面をご覧ください。

## ● いつから確認できるようになりますか？

令和3年6月1日からオンライン上のシステムから確認できます。



医薬・生活衛生局 食品監視安全課  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2



中央合同庁舎第5号館  
電話 03-5253-1111 (代)



消費者庁 食品表示企画課  
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1



中央合同庁舎第4号館  
電話 03-3507-8800 (代)

# 食品衛生申請等システムの利用方法

## Step 1

### 食品衛生申請等システムへアクセス

① 食品衛生申請等システムにアクセス

【URL】

[https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/\\_link.do](https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do)



② 「食品リコール」の「公開回収事案検索」を選択



## Step 2

### リコール情報の検索方法

① 「年月日」や「商品名」などの情報を入力して「検索」

② 「検索結果」で表示された情報から任意のものを選択

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_ryou/shokuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_ryou/shokuhin/index.html)



本文へ 営業情報 申出・問合せ窓口 English 文字サイズ 標準 大

新着情報一覧 報道資料一覧 会議資料一覧 サイト内検索 検索

テーマ別メニュー 消費者庁について お知らせ 政策 法令 刊行物

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしとこ) > 表示対策 > 食品表示リコール情報及び違反情報サイト

## 食品表示リコール情報及び違反情報サイト

食品衛生法及び食品表示法の一部改正(令和3年6月1日施行)に伴い、食品表示リコール情報サイト(食品衛生申請等システム)の運用が開始されました。

**消費者の皆様へ**

自主回収報告がなされた食品等の公表情報は、[食品リコール公開回収実績検索](#)から確認できます。

**事業者の皆様へ**

1. 自主回収の届出をする食品等事業者は、[食品衛生申請等システム](#)をご利用ください。  
食品衛生申請等システムの概要は、[厚生労働省特設サイト](#)をご覧ください。

2. 食品衛生申請等システムをご利用になれない食品等事業者は、紙媒体を用いて、消費者庁へ(1)～(3)のいずれかの方法で提出してください。

自主回収(着手・変更・終了)の用紙は、[「食品等の自主回収届等」に関する様式及び記載要領](#)に掲載されていますので、ご利用ください。

**提出方法**

(1)郵送による方法  
郵送による場合は、下記の宛て先に送付してください。  
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階 消費者庁表示対策課食品表示対策室

(2)ファクシミリによる提出の場合は、03-3507-9293に送信してください。

(3)メールを用いて送信する方法  
メールにより提出する場合は、下記のアドレス宛てに送信してください。  
g.shokutei-ueteuke@caa.go.jp  
※メール送信の際には、■を必ず入れ替えてください。

3. 関連通知等

- 食品表示法の一部を改正する法律(平成30年法律第97号)
- [「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」\(PDF:191KB\)](#)
- [「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について」\(PDF:1.45MB\)](#)

**食品表示法の違反情報**

国及び都道府県等における、食品表示法に基づく [指示・命令の最近の状況](#)について掲載しています。

**<関連サイト>**

**消費者庁  
リコール情報サイト**  
消費者庁リコール情報サイト(回収・無償修理等)

担当:表示対策課

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/food\\_labeling\\_recall/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/food_labeling_recall/)